

策定年月	令和5年1月
見直し年月	令和 年 月

麦・大豆国産化プラン

産地名：旭川市西神楽

(作成主体：西神楽地域農業再生協議会)

1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

麦・大豆生産の現状と課題

- 西神楽は大雪山連峰のふもとに広がる上川盆地の肥沃な土壌を生かし、北海道でも有数の米どころとして知られ、稲作を中心とした農業が盛んです。麦・大豆生産は転作制度が始まる昭和45年から段階的に増加し、小麦の作付けは現在400haを超えている状況で、千代ヶ岡ライスセンターで乾燥調製を行っています。大豆の作付けを図るため令和4年に乾燥機・調製施設をJAで取得し今後の作付け拡大が必要な作物に位置付けています。また、転作が小麦に集中しているためブロックローテーションが進まず、連作圃場が多い事も課題となっています。

課題解決に向けた取組方針

- 生産性向上に向けた会議の実施。ブロックローテーションや農地の集積についての打ち合わせ実施。
- 小麦については、作付け土壌の状況を考慮し、土壌診断の実施により適切な施肥体系と土壌改良、「ゆめちから」に対して適期適正施肥を実施することにより収量の増加と安定生産を目指します。
- 大豆の作付けについては令和5年産よりブロックローテーションを見据えたこと、小麦の作付け増加の勢いを緩慢にすることを目的に推進していきます。土壌についても適切な施肥体系と土壌改良の実施、排水対策を進め水田輪作の品目として生産拡大を目指します。
- 麦・大豆の作付けバランスを適正に保ち、ブロックローテーションによる連作障害回避と作付け生産拡大により国産麦・大豆の生産性向上と安定供給を推進します。

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

2-①. 産地と実需者との連携方針

- 今後の旭川市西神楽地区において、安定した生産による安定供給を行い、生産・供給された麦が円滑に流通し、確実に消費されるよう、バリューチェーン全体での価値創造が必要。
- そのためには、大手製粉と、道内製粉をはじめとした中小製粉を需要の両輪として、連携を深めていくことが不可欠であり、特に道産小麦の使用割合の高い道内製粉との連携は、大きな役割を担っている。

1. 生産

基本技術の励行とともに、スマート農業など先進的な農業技術の導入、また新品種の普及促進により安定供給を実現する。

2. 消費

実需者とのパートナーシップを強化し、相互理解を深化することにより、バリューチェーン全体で道産麦の価値創造を実現する。

3. 流通

流通の現状を改善し、生産量の増加に応じた流通体制を実現する。

大手製粉メーカー

～広い視野、面(マス)～

- 国内麦の生産振興と使用数量の増加に向けた連携強化。
- 民間流通麦の基本原則(内麦優先、播種前契約、単年度需給、一定の幅)の考え方の共有。
- 計画的出荷および消費地保管の実施(効果的な産地在庫の軽減に向けた連携)。
- 大手2次加工メーカーを巻き込んだ消費トレンドの形成を目指す。

北海道産麦コンソーシアム

～きめ細かな視点、点(ニッチ)～

- 道内製粉会社()の特徴を生かした協業化や安定供給体制の構築による需要の創出、道産麦使用比率の上昇を目指す。
- 地産地消など、産地と一体化した取り組みを支援。
- 2次加工メーカーの動向や産地情報等、情報共有プラットフォームの確立。
- 新品種の品質評価・普及計画の共有および2次加工メーカーへの展開・ブランディングを目指す。

※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

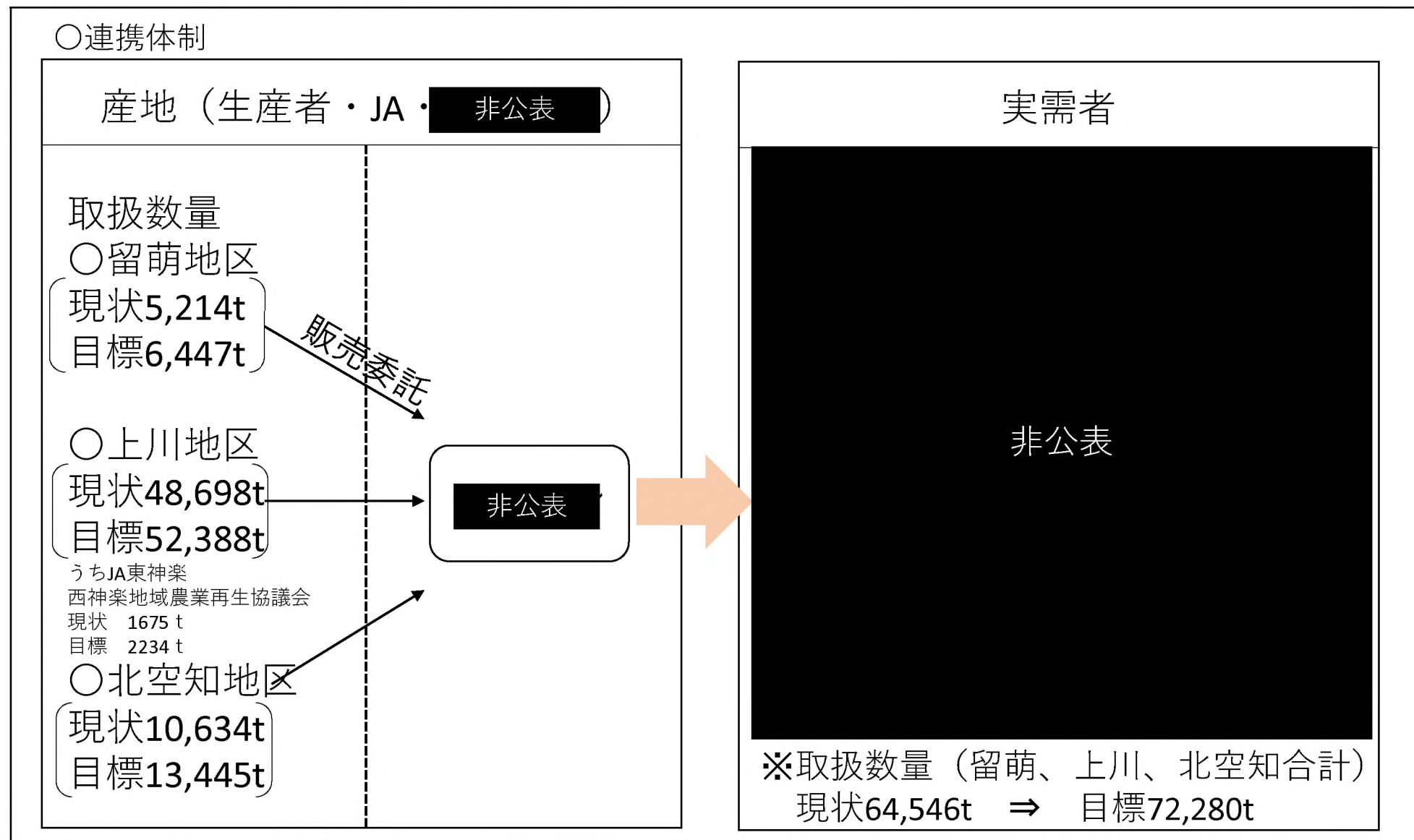
※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

2-②. 産地と実需者との連携方針(麦)



※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

2-②. 産地と実需者との連携方針(大豆)

(2)大豆

①契約・取引について

- ・播種前の4月に出荷契約を締結、全道集計の上、産地品種銘柄毎に実需者より契約栽培取りまとめを実施。
- ・実需者からの申込に対しては産地間における受諾調整を実施、最終受諾は夏以降となることから、過去3か年における契約栽培取組実績を提示する。

年産	取引先名	委託先	取扱	産地品種銘柄	数量 (俵/60kg)
2					
	計				0
3	非公表	非公表	共計	大粒ユキホマレ	330
	計				330
4	非公表	非公表	共計	大粒ユキホマレ	330
	計				330

※令和4年産は予定数量。

西神楽地域農業再生協議会
現状取扱数量
95,400kg



取組後
目標取扱数量
121,618kg

3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割

